

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 8 月 8 日

【会社名】 株式会社ファステップス

【英訳名】 Fasteps Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 川 嶋 誠

【本店の所在の場所】 東京都新宿区四谷四丁目32番 4 号

【電話番号】 03(5360)8998(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 村 山 雅 経

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区四谷四丁目32番 4 号

【電話番号】 03(5360)8998(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 村 山 雅 経

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 3,063,200円  
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払  
い込むべき金額の合計額を合算した金額  
219,863,200円  
(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の  
総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計  
額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予  
約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が  
取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券  
の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべ  
き金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 第一部 【証券情報】

### 第 1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券】

##### (1) 【募集の条件】

|         |   |
|---------|---|
| 発行数     | 40個(新株予約権 1 個につき20,000株)                        |
| 発行価額の総額 | 3,063,200円                                      |
| 発行価格    | 新株予約権 1 個につき76,580円(新株予約権の目的である株式 1 株当たり3.829円) |
| 申込手数料   | 該当事項はありません。                                     |
| 申込単位    | 1 個   |
| 申込期間    | 平成28年 8 月24日                                    |
| 申込証拠金   | 該当事項はありません。                                     |
| 申込取扱場所  | 株式会社ファステップス 管理部<br>東京都新宿区四谷四丁目32番 4 号           |
| 払込期日    | 平成28年 8 月24日                                    |
| 割当日     | 平成28年 8 月24日                                    |
| 払込取扱場所  | 株式会社三井住友銀行 本店営業部<br>東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号       |

- (注) 1. 第 5 回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)の発行については、平成28年 8 月 8 日開催の取締役会決議によります。
2. 第三者割当の方法によります。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに第 5 回新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

## (2) 【新株予約権の内容等】

|                  |  |
|------------------|--|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | <p>当社普通株式<br/>完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。<br/>なお、単元株式数は100株です。</p>  |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | <p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は800,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は20,000株とする。)。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号および第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使時の払込金額   | <p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br/>各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」といいます。)は、金271円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整<br/>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第3項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」といいます。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$  |

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本欄第3項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
|                                     | <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額およびその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>  |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額     | <p>219,863,200円</p> <p>(注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>   |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | <p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格<br/>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、本表別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金<br/>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p> |
| 新株予約権の行使期間                          | <p>平成28年8月25日から平成31年8月24日までとする。(但し、本表別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。)</p>   |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所        | <p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所<br/>株式会社ファステップス 管理部<br/>東京都新宿区四谷四丁目32番4号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所<br/>該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所<br/>株式会社三井住友銀行 本店営業部<br/>東京都千代田区丸の内一丁目1番2号</p>   |
| 新株予約権の行使の条件                         | <p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>   |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件                | <p>当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>  |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                      | <p>新株予約権の譲渡による取得については当社取締役会の承認を要する。</p>   |
| 代用払込みにに関する事項                        | <p>該当事項はありません。</p>  |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項            | <p>該当事項はありません。</p>  |

(注) 1. 本新株予約権の行使の方法

- 本新株予約権の行使を請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、上記表中「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。

2. 株式の交付方法  
当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。
3. 新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権に係る証券を発行しない。
4. その他  
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円)  | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円)  |
|-------------|--------------|-------------|
| 219,863,200 | 7,000,000    | 212,863,200 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額3,063,200円及び行使に際して払い込むべき金額の合計額216,800,000円を合算した金額であります。
2. 行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額が変動する結果、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。なお、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額には、登記費用、割当予定先等調査費用、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表 能勢元)に対する新株予約権価格算定費用及び有価証券届出書作成費用等からなり、7,000,000円を予定しております。なお、発行諸費用の内訳については概算額であり、変動する可能性があります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額210,461千円につきましては、下記のとおり充当する予定であります。

| 具体的な使途         | 金額(千円)  | 支出予定時期          |
|----------------|---------|-----------------|
| M & A及び業務提携の資金 | 212,863 | 平成28年9月～平成31年8月 |

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

当社グループは、当社(株式会社ファステップス)と連結子会社5社(株式会社ピーアール・ライフ、TMプランニング株式会社、エムアンドケイ株式会社、Plurecil Holdings Limited、ジャパンアシュアランス株式会社)により構成されております。当社グループで行っております事業は以下のとおりであります。

システムソリューション事業(株式会社ファステップス)

お客様のビジネスを支える業務システムや、お客様とユーザーの接点となるWEBサイト・スマートフォンアプリ及びシステム運用に欠かせない業務支援や、それらを繋ぐネットワーク技術など全てにおいて、ご提案から製造、保守、管理まで提供しております。また、近年では、スマートフォン向けの教育・学習サービスの提供に注力しており、スマートフォンの普及により更に発展が見込まれております。

メディアソリューション事業(株式会社ピーアール・ライフ)

主要なテレビ局、ラジオ局、新聞社などの取引先をもち、広告代理業務を主業とする総合広告代理店であり、中でも各テレビ局との密接な関係を持ち、テレビCMの扱いが売上の大半を占めております。また、付随してテレビ番組等の企画、制作、イベント企画等を受託しております。

### コストマネジメント事業(TMプランニング株式会社)

3PL 事業者として、単に荷物の配送を請負うのではなく、受発注からピッキング、在庫管理といった、物流に関する広範で総合的なロジスティクス業務を提供しております。特定の運送会社や倉庫会社と主従関係を持たないニュートラルな立場で、お客様の物流の現状を客観的に把握し、最適な物流ソリューションを提案しております。また、経営マネジメントサービスを行っており、お客様のニーズを的確に捉え、企業経営のサポート、コスト削減等の提案をしております。

3PL とは：企業の流通機能全般を一括して請け負うアウトソーシングサービス。自身は物流業務を手がけない企業が、顧客の配送・在庫管理などの業務を、プランニングやシステム構築などを含め長期一括して請け負い、外部の物流業者などを使って業務を遂行する。物流業者に業務を委託するのは違い、3PL は「荷主の物流部門」として振舞うため、複数の物流業者から最も荷主の利益にかなう業者を選択したり、荷主側の要望を物流業者と交渉したりといったことが可能となる。

### アイラッシュケア事業(エムアンドケイ株式会社、Plurecil Holdings Limited)

「まつげエクステンション」専門のプロ向け商材の販売及びまつげエクステンションの施術者を育成するためのスクール事業を行うとともに、まつげエクステンション専門のサロンを運営しております。当サロンは、国内では「プロケアアイラッシュ」ブランドとして、海外では「PLURECIL(プルレシル)」ブランドとして日本全国だけでなく、海外からも高く評価されるトップブランドのひとつとして成長し続けています。

当社は、学習支援に関するスマートフォン向けアプリケーション事業を主力事業として展開してまいりました。このシステムソリューション事業をさらに伸長させ、競争が激化する本市場でさらなる競争力を構築するにあたり、M&Aを活用したグループ収益の拡大を計画しております。

昨今のイーラーニング市場は、PCブラウザではなく、時間や場所を選ばないスマートフォンでの視聴学習に対するニーズが高く、今後もこうした利用形態が主流になるものと見込まれています。

当社は、こうしたイーラーニング市場においてスマートフォン向けアプリケーションの開発及び運営に対し高いノウハウを有し、本市場では一定の優位性をもっております。今後さらに発展する技術力をキャッチアップし、さらに高まることが予想されるユーザーニーズに応えるべく、これらの分野に活用できるユニークな技術力を有した企業のM&Aや、エンドユーザーを有している企業、組織体(学校法人、学習塾等)との資本提携等を具体的には視野に入れております。

また当社グループでは、上記のとおり広告代理事業や物流ソリューション事業、スクール事業等も展開しており、グループシナジーとして最大効用が図ることができる企業への資本提携を目指しております。

本M&Aや資本業務提携に向け、将来にわたって収益を得られると当社が判断する企業への投資を検討しております。本新株予約権がすべて行使された場合には、相当の希薄化を生じさせ、既存株主への影響もあることから、大規模増資に該当する25%に満たない規模として、最大の効用が図れるようなM&A及び業務提携に対応できる資金212,863千円を計画しております。なお、M&Aについては、具体的な案件、詳細な使用計画については、未定であります。

M&Aに関する資金については、M&A及び業務提携に関する初期費用等(調査費用、財務・法務相談費用等)やM&A及び業務提携そのものの資金(買収資金や具体的な業務提携の遂行のための資金等)として使用する予定であります。M&Aや業務提携における手法は多様化、複雑化しており、こうしたM&Aの対象となり得る候補企業に関する情報収集、具体的な候補の発掘、選定、また、実際の交渉、手続等に関する専門家が重要となってきます。加えて、複雑な取引を推進するためには、候補企業に関する法務・会計・税務面における調査を行う必要があり、これらに要する費用に充当する予定です。なお、依頼する専門家については、M&Aの案件によって依頼する専門家が異なるため、現在、詳細は決まっておりません。本M&A及び資本業務提携の対象となる候補企業の発掘、選定、交渉、手続等にかかる費用は、過去に行ったM&Aの費用を参考に、M&A及び業務提携の予算の約5%程度を見込んでおります。

現時点においては、具体的なM&A案件が合意に至っているものではありませんが、平成28年9月～平成31年8月までの期間においてM&A及び業務提携を実施する予定であります。また、平成28年9月～平成31年8月までの期間内において、当社がM&A案件や業務提携先を見つけることができなかつた又は成約に至らず資金を充当できなかった場合においても、当社としては引き続き、M&A案件や業務提携の発掘を継続していき、M&Aや業務提携が成約した段階で、資金を支出していく意向であります。

なお、現在は、候補企業のリストアップ、候補企業の書類上における財務調査、当社グループとのシナジー効果等の事業面における検討を実施している段階であるため、具体的な事業構想を記載することができない状況ではありますが、M & A 案件や業務提携が成立・確定した場合には、速やかに開示いたします。

以上の施策を実行することにより、当社グループの企業価値の向上につながり、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

### 1 【割当予定先の状況】

#### (1) 割当予定先の概要

|       |  |
|-------|--|
| 名称    | 勝山 博文  |
| 住所    | 千葉県浦安市   |
| 職業の内容 | 勤務先の名称及び役職：モダンパス合同会社 代表社員<br>所在地：東京都千代田区一番町22番地3<br>事業の内容：投資事業組合財産の運用、管理 |

#### (2) 提出者と割当予定先との関係

|           |             |
|-----------|-------------|
| 出資関係      | 該当事項はありません。 |
| 人事関係      | 該当事項はありません。 |
| 資金関係      | 該当事項はありません。 |
| 技術または取引関係 | 該当事項はありません。 |

#### (3) 割当予定先の選定理由

当社グループは、平成26年2月期、平成27年2月期と2期連続で当期純損失を計上しておりますが、これは一時的な営業外費用や特別損失を計上したためであり、平成28年2月期では経常利益及び当期純利益を計上いたしました。しかしながら、平成28年2月末の時価総額が10億円未満であったため、株式会社東京証券取引所が定める上場廃止基準にかかる猶予期間に入っております。平成28年11月30日までの期間において月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上とならないときは、上場廃止となる上場廃止基準(有価証券上場規程第601条第1項第4号)に該当することになります。

当社は、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の深い支援先を割当対象とする第三者割当による新株式、新株予約権、新株予約権付社債及び行使価額修正条項付新株予約権等の発行など、あらゆる資金調達手段を検討してまいりました。本新株予約権の引受につきましては、従前より当社元取締役清水武志氏(以下「清水氏」という。)に相談し、清水氏の知人である勝山博文(以下「勝山氏」という。)氏を紹介され、勝山氏より提案を受けた本第三者割当による資金調達方法が、株式の希薄化の一時的な影響を抑制しつつ、資金調達を実施したいという当社の資金ニーズに合致していると判断いたしました。また、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等について、当社の開示資料を書面にて提示し、口頭にて説明を行い、当社の事業に理解をいただいたうえで投資のご判断をいただきました。割当予定先である勝山氏については、過去に複数の実績を有する投資ファンド及び投資顧問業を運営する企業の役員を複数務めております。今回の第三者割当増資について、勝山氏には、当社の経営成績及び財政状態等も含め、当社の事業並びに当社の今後の成長性にも評価をいただきました。また、勝山氏に当社の事業成長のビジョン及び価値観に共有いただき、当社は高い信頼性のある投資実績を誇る割当予定先と判断し、今回の本新株予約権の割当先として選定いたしました。



(4) 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数 800,000株

(5) 株券等の保有方針

割当予定先とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、勝山氏からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨、意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場への影響を勘案することを前提に、株価の推移を見ながら売却していく方針であると伺っております。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株予約権に係る払込みについて、当該割当予定先を名義人とする銀行預金口座の残高証明書を受領し、平成28年7月15日時点の銀行預金残高にて、本新株予約権の発行に係る資金については、資金面で問題がないことに加え、当該資金が全額自己資金であることを勝山氏より口頭にて確認しています。なお、現時点における保有資産からすると本新株予約権のすべてを行使できないものの、段階的な行使・行使により取得した株式の売却で資金確保するという点を勝山氏から確認しており、当社としましても十分であると判断いたしました。

(7) 割当予定先の実態

当社は、割当先が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者(以下「暴力団等」という。)である事実、暴力団等が割当先の経営に関与している事実、割当先が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当先が意図して暴力団等と交流を持っている事実はないことを証する確認書を割当予定先より受領しました。また、独自に第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(住所：東京都港区赤坂二丁目8番11号、代表取締役：羽田寿次)に調査を依頼し、同社より当該割当予定先、主要関係企業及びその関係人物等についても暴力団等との関わりを示す情報などはなく、暴力団等との関わりのあるものではないと判断される旨の調査報告書を受領しました。以上の方法により、割当予定先が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

新株予約権の譲渡による取得については当社取締役会の承認を要します。

## 3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額等の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他の上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表者：代表取締役社長 能勢 元)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

また、当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価271円(平成28年8月5日の終値)、権利行使価額271円、ボラティリティ62.92%(平成25年8月から平成28年8月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間3年、リスクフリーレート-0.183%(評価基準日における中期国債レート)、配当率0%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき76,580円との結果を得ております。

本新株予約権の行使価額については、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である271円といたしました。行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したことによります。

また、本新株予約権の行使価格271円は本調達に係る取締役会決議日の前日までの最近1ヶ月平均279円に対しては3.06%のプレミアム、前日までの最近3ヶ月平均282円に対しては4.34%のプレミアム、前日までの最近6ヶ月平均276円に対しては2.19%のプレミアムとなっております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載いたします。

・割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日(平成31年8月24日)に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

・取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われる可能性があることから、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項の発動前提は、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、株価が行使価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替資金調達コストは修正資本資産評価モデルにより算定した株主資本コスト9.05%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分52.88%を加えた61.93%としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額271円に代替資金調達コスト分167円を加えた438円としております。

なお、当社は、取得条項がない場合についても、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

・株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

$$\text{行使後の株価} = (\text{行使時株価} \times \text{発行済株式総数} + \text{行使価額} \times \text{行使による発行株式数}) / (\text{発行済株式総数} + \text{行使による発行株式数})$$

・株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり1,990株(最近1年間の日次売買高の中央値である19,900株の10%)ずつ売却することができる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価額への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから、日次売買高の10%という数値を採用しており、このような前提は妥当であると考えております。

・その上で、当社は本新株予約権の公正価値(1個当り76,580円)と本新株予約権の払込金額(1個当り76,580円)を比較し、本新株予約権を公正価値で発行することから、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査等委員会は、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社とは、当社と取引関係になく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額の払込金額として決定していることから、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

そして、当社取締役会においては、監査等委員会から上記意見表明についての説明を受け、取締役全員の賛同のもと、本新株予約権の発行を決議しております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権発行に係る潜在株式数は800,000株(議決権個数は8,000個)であり、本新株予約権発行前の当社の発行済株式株3,343,500株の23.9%、総議決権数(33,046個)に対しても24.2%に相当します。したがって、既存の株主においては、持分の希薄化が生じることになります。

利益の希薄化が生じないかという点については、新株の発行によって得た資金が効率的に運用され、利益の額が増加して、1株当たりの利益が減少しなければ、利益の希薄化は生じないことになります。当社グループは、増資によって取得した資金を事業の拡大に使用する予定であり、その投資によって株式数の増加率を上回る利益を積み増し、1株当たりの利益の希薄化が生じないよう、資金効率に留意した事業展開を行っていく計画であります。

また、割当予定先である勝山氏は、本新株予約権を行使して取得した当社株式(800,000株)を中長期保有ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場で売却する方針ですが、当社株式の直近1か月間の1日当たりの平均出来高は8,930株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は15,440株、直近6か月間の1日当たりの平均出来高は18,199株となっており、一定の流動性を有しております。また、勝山氏が本新株予約権を行使して取得した場合の当社株式数800,000株を本新株予約権の行使期間である3年間(736日/年営業日で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は1,086株(小数点以下切捨て)となり、上記直近1か月間の1日当たりの平均出来高の12.16%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の7.03%、直近6か月間の1日当たりの平均出来高の5.96%となるため、これらの売却が市場内で短期間に行われた場合には、市場で流通する当社株式の株価に影響を与える可能性があります。しかしながら、割当予定先である勝山氏は、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭で表明していることから、当社株式の流通市場における株価への影響は限定的なものになると考えられます。

以上の考察により、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、本第三者割当による募集規模は、合理的であると判断しました。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称  | 住所  | 所有株式数<br>(株) | 総議決権数に<br>対する所有<br>議決権数<br>の割合 | 割当後の<br>所有株式数<br>(株) | 割当後の<br>総議決権数に<br>対する所有<br>議決権数の<br>割合 |
|---|---|--------------|--------------------------------|----------------------|--|
| 勝山 博文   | 千葉県浦安市  |              |                                | 800,000              | 19.49%                                 |
| 株式会社アクセル  | 東京都台東区台東 1 - 31 9   | 477,000      | 14.43%                         | 477,000              | 11.62%                                 |
| 株式会社トラスライド  | 東京都渋谷区渋谷 3 - 27 - 11  | 461,000      | 13.95%                         | 461,000              | 11.23%                                 |
| 川嶋 誠  | 東京都世田谷区   | 115,000      | 3.48%                          | 115,000              | 2.80%                                  |
| 福松 博史   | 東京都足立区  | 115,000      | 3.48%                          | 115,000              | 2.80%                                  |
| 清水 武志   | 神奈川県横浜市青葉区  | 100,000      | 3.03%                          | 100,000              | 2.44%                                  |
| MONEX BOOM<br>SECURITIES<br>(H.K) LIMITED - CLIENTS' A<br>CCOUNT<br>(常任代理人 マネック<br>ス証券株式会社) | 25 / F . , ATA TOW<br>ER , 183 ELECTOR<br>IC ROAD , NORT<br>H POINT , HON<br>G KONGKONG<br>(東京都千代田区麹町 2 - 4<br>- 1)             | 57,500       | 1.74%                          | 57,500               | 1.40%                                  |
| CBHK - PHILLI<br>P SEC (HK) LT<br>D - CLIENT MA<br>STER<br>(常任代理人 シティバ<br>ンク銀行株式会社)         | 10 / F , TWO HARB<br>OURFRONT , 22 T<br>AK FUNG STREE<br>T , HUNG HOM , K<br>OWLOON , HONG<br>KONG<br>(東京都新宿区新宿 6 - 27 -<br>30) | 57,200       | 1.73%                          | 57,200               | 1.39%                                  |

|           |                           |           |        |           |        |
|-----------|---------------------------|-----------|--------|-----------|--------|
| 立花証券株式会社  | 東京都中央区日本橋茅場町1<br>- 13 - 1 | 55,500    | 1.68%  | 55,500    | 1.35%  |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木1 - 6 - 1         | 49,500    | 1.50%  | 49,500    | 1.21%  |
| 児玉 真理子    | 徳島県板野郡北島町                 | 47,600    | 1.44%  | 47,600    | 1.16%  |
| 計         |                           | 1,535,300 | 46.46% | 2,335,300 | 56.89% |

- (注) 1. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年2月29日現在における株主名簿に基づき記載しております。
2. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年2月29日現在における株主名簿に基づき、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する株式に係る議決権数を加えて算出しております。
3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

#### 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第17期）及び四半期報告書（第18期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、変更はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はありません。

### 2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第17期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成28年5月26日提出の臨時報告書）

#### 提出理由

当社は、平成28年5月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成28年5月25日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（以下、「改正会社法」という。）により新たに創設された監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の追加並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除を行うものであります。

改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、規定の一部について変更を行うものであります。

現行定款において規定している監査役の責任免除に関する規定につきましては、監査等委員会設置会社への移行後もその効力を維持することができるよう附則に経過的な措置を新設するものであります。

その他、条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

###### 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役として、川嶋誠、村山雅経、石橋雄一、高橋秀行を選任する。

###### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、松山昌司、堤田健二、山田奨を選任する。

###### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、清水努を選任する。

## 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額100百万円以内、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額を年額100百万円以内とする。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額には、使用人兼取締役の使用人分給とは含まないものとする。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額10百万円以内、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額を年額10百万円以内とする。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項  | 賛成数<br>(個) | 反対数<br>(個) | 棄権数<br>(個) | 可決要件 | 決議の結果及び<br>賛成(反対)割合<br>(%) |
|---|------------|------------|------------|------|----------------------------|
| 第1号議案<br>定款一部変更の件                                   | 15,986     | 454        | 0          | (注)1 | 可決 97.24                   |
| 第2号議案<br>取締役(監査等委員で<br>ある取締役を除く。)<br>4名選任の件         |            |            |            |      |                            |
| 川嶋 誠  | 15,978     | 462        | 0          | (注)2 | 可決 97.19                   |
| 村山 雅経   | 15,978     | 462        | 0          |      | 可決 97.19                   |
| 石橋 雄一   | 15,978     | 462        | 0          |      | 可決 97.19                   |
| 高橋 秀行   | 15,973     | 467        | 0          |      | 可決 97.16                   |
| 第3号議案<br>監査等委員である取<br>締役3名選任の件                      |            |            |            |      |                            |
| 松山 昌司   | 15,983     | 457        | 0          | (注)2 | 可決 97.22                   |
| 堤田 健二   | 15,983     | 457        | 0          |      | 可決 97.22                   |
| 山田 奨  | 15,983     | 457        | 0          |      | 可決 97.22                   |
| 第4号議案<br>補欠の監査等委員で<br>ある取締役1名選任<br>の件               |            |            |            | (注)2 |                            |
| 清水 努  | 15,985     | 455        | 0          |      | 可決 97.23                   |
| 第5号議案<br>取締役(監査等委員で<br>ある取締役を除く。)<br>の報酬等の額設定の<br>件 | 15,849     | 591        | 0          | (注)3 | 可決 96.41                   |
| 第6号議案<br>監査等委員である取<br>締役の報酬等の額設<br>定の件              | 15,959     | 481        | 0          | (注)3 | 可決 97.07                   |

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|         |                    |                             |                         |
|---------|--------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度<br>(第17期)     | 自 平成27年3月1日<br>至 平成28年2月29日 | 平成28年5月25日<br>関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書  | 事業年度<br>(第18第1四半期) | 自 平成28年3月1日<br>至 平成28年5月31日 | 平成28年7月8日<br>関東財務局長に提出  |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年5月25日

株式会社ファステップス  
取締役会 御中

仁 智 監 査 法 人

|                |       |   |   |   |   |
|----------------|-------|---|---|---|---|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山 | 口 | 高 | 志 |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 來 | 嶋 | 真 | 也 |

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファステップスの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファステップス及び連結子会社の平成28年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。



#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ファステップスの平成28年2月29日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ファステップスが平成28年2月29日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月25日

株式会社ファステップス  
取締役会 御中

仁 智 監 査 法 人

|                |       |   |   |   |   |
|----------------|-------|---|---|---|---|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山 | 口 | 高 | 志 |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 來 | 嶋 | 真 | 也 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファステップスの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファステップスの平成28年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年7月8日

株式会社ファステップス  
取締役会 御中

仁 智 監 査 法 人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 口 高 志 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 來 嶋 真 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファステップスの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成28年3月1日から平成28年5月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年3月1日から平成28年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファステップス及び連結子会社の平成28年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。